茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助要綱

（目的）

第１　この要綱は、耐震診断義務化対象路線沿道にある建築物（国、都道府県及び市町村が所有するものを除く。以下同じ。）の耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事を行う所有者に対し、市が補助金を交付することにより、耐震診断義務化対象路線の沿道にある建築物の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断義務化対象路線　茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務化対象路線をいう。

(2) 通行障害既存耐震不適格建築物　耐震診断義務化対象路線にその敷地が接する建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第５条第３項第３号に規定する既存耐震不適格建築物であって同法施行令（平成７年政令第429号）第４条第１号に規定する通行障害建築物をいう。

(3) 基本方針　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年１月15日付け国土交通省告示第184号）をいう。

(4) 耐震診断　基本方針に基づき建築物の耐震性を評価するものをいう。

(5) 耐震改修技術者　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第28号）第５条第１項各号のいずれかに掲げる者（その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に規定する建設業者を含む。）

(6) 耐震改修計画　耐震改修技術者が作成した耐震改修に係る計画で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

ア　耐震診断結果の基本方針の別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」における構造耐震指標Is（以下「Is値」という。）が0.6未満又は保有水平耐力による指標（以下「q値」という。）が1.0未満の鉄骨造建築物について、耐震改修工事後のIs値を0.6以上、かつ、q値を1.0以上まで高めるための計画

イ　耐震診断結果の基本方針の別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定めるIs値が0.6未満又はCtu・SD指標（以下「Ctu・SD値」という。）が0.3未満の鉄筋コンクリート造建築物について、耐震改修工事後のIs値を0.6以上、かつ、Ctu・SD値が0.3以上まで高めるための計画

ウ　耐震診断結果の基本方針の別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」におけるIs値が0.6未満又はCtu・SD値が充腹形の場合は0.25未満、非充腹形の場合は0.28未満の鉄骨鉄筋コンクリート造建築物について、耐震改修工事後のIs値を0.6以上、かつ、Ctu・SD値を充腹形の場合は0.25以上、非充腹形の場合は0.28以上まで高めるための計画

(7) 耐震改修設計　耐震改修計画を策定することをいう。

(8) 耐震改修工事　次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める工事をいう。

ア　耐震診断結果のIs値が0.6未満又はq値が1.0未満の鉄骨造建築物について、耐震改修工事後のIs値を0.6以上及びq値を1.0以上まで高めるために実施する工事

イ　耐震診断結果のIs値が0.6未満又はCtu・SD値が0.3未満の鉄筋コンクリート造建築物について、耐震改修工事後のIs値を0.6以上及びCtu・SD値を0.3以上まで高めるために実施する工事

ウ　耐震診断の結果のIs値が0.6未満又はCtu・SD値が充腹形の場合は0.25未満、非充腹形の場合は0.28未満の鉄骨鉄筋コンクリート造建築物について、耐震改修工事後のIs値を0.6以上及びCtu・SD値が充腹形の場合は0.25以上、非充腹形の場合は0.28以上まで高めるために実施する工事

(9) 除却工事　次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める工事をいう。

ア　耐震診断結果のIs値が0.6未満又はq値が1.0未満の鉄骨造建築物について、当該鉄骨造建築物を取り壊す工事

イ　耐震診断結果のIs値が0.6未満又はCtu・SD値が0.3未満の鉄筋コンクリート造建築物について、当該鉄筋コンクリート造建築物を取り壊す工事

ウ　耐震診断の結果のIs値が0.6未満又はCtu・SD値が充腹形の場合は0.25未満、非充腹形の場合は0.28未満の鉄骨鉄筋コンクリート造建築物について、当該鉄骨鉄筋コンクリート造建築物を取り壊す工事

(10) 耐震評価機関　建築物の耐震診断結果又は耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有すると市長が認める機関をいう。

(11) 共同住宅　共同住宅の用に供する建築物で次のいずれにも該当するものをいう。

ア　居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１を超えていること。

イ　耐火建築物又は準耐火建築物であること。

ウ　延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が３以上であること。

(12) 区分所有建物　建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第１条に規定する独立した各部分から構成される１棟の建物をいう。

（補助対象事業）

第３　補助の対象となる事業は、耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事とする。

（補助対象建築物）

第４　補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

(1) 昭和56年５月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による建築主事の確認を受けて建築された通行障害既存耐震不適格建築物であること。

(2) 本市の区域内に存するものであること。

(3) 補助の対象となる経費について他の補助金の交付を受けるもの又は既に受けたものでないこと。

（補助対象者）

第５　補助の対象となる者は、第４に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建物にあっては、建物の区分所有等に関する法律第３条に規定する団体）とする。

（補助対象経費）

第６　補助の対象となる経費は、次に掲げる経費（補助金の交付を受ける者が消費税等の課税事業者である場合は消費税等を除く。）とする。

(1) 耐震改修設計に要する経費（耐震評価機関による判定に要する費用等を含む）

(2) 耐震改修工事に要する経費

(3) 除却工事に要する経費

（補助金額）

第７　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 耐震改修設計　次に掲げる額のいずれか少ない額

ア　第６第１号の補助対象経費の合計額に12分の５を乗じて得た額

イ　建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(ｱ)　延べ面積1,000平方メートル以内の部分は１平方メートル当たり3,670円として計算して得られた額

(ｲ)　延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は１

平方メートル当たり1,570円として計算して得られた額

(ｳ)　延べ面積2,000平方メートルを超える部分は１平方メートル当たり1,050円として計算して得られた額

ウ　１棟当たり5,000,000円

(2) 耐震改修工事　次に掲げる額のいずれか少ない額

ア　第６第２号の補助対象経費の合計額に30分の11を乗じて得た額

イ　補助対象建築物が共同住宅の場合、耐震改修工事を行う建築物の延べ面積１平方メートル当たり50,200円（耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合は55,200円）を乗じて得た額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、建築物の延べ面積１平方メートル当たり83,800円を乗じて得た額とする。

ウ　補助対象建築物が共同住宅以外の場合、耐震改修工事を行う建築物の延べ面積１平方メートル当たり51,200円（耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合は56,300円）を乗じて得た額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、建築物の延べ面積１平方メートル当たり83,800円を乗じて得た額とする。

エ　１棟あたり50,000,000円

(3) 除却工事　次に掲げる額のいずれか少ない額

ア　第６第３号の補助対象経費の合計額に30分の11を乗じて得た額

イ　補助対象建築物が共同住宅の場合、除却工事を行う建築物の延べ面積１平方メートル当たり50,200円（耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合は55,200円）を乗じて得た額。

ウ　補助対象建築物が共同住宅以外の場合、除却工事を行う建築物の延べ面積１平方メートル当たり51,200円（耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合は56,300円）を乗じて得た額。

エ　１棟あたり50,000,000円

２　補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第８　補助金の交付を受けようとするものは、耐震改修設計、耐震改修工事又は除却工事に係る契約を締結する前に、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる区分に応じた書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 耐震改修設計を申請する場合

ア　建築基準法第６条第４項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は同法第７条第５項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、

建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）

イ　耐震診断等概要表（茨木市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年茨木市規則第103号）様式第１号）

ウ　耐震改修設計を行う前の耐震診断結果報告書

エ　補助対象経費がわかる見積書

オ　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理組合の総会における耐震改修設計についての決議に関する書類

カ　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理に係る規約

キ　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理組合の組合員数及び当該区分所有建物の住戸数がわかる書類

ク　区分所有建物の場合、申請者が当該区分所有建物の区分所有者であることが確認できる書類

ケ　当該建築物の所有者がわかる書類

コ　申請者が法人である場合、法人の登記事項証明書

サ　耐震改修技術者の資格を証する書類の写し

シ　耐震改修設計の工程表

ス　その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事を申請する場合

ア　建築基準法第６条第４項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は同法第７条第５項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）

イ　耐震診断等概要表（茨木市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則様式第１号）

ウ　耐震改修工事を行う前の耐震診断結果報告書

エ　耐震改修計画に係る図書

オ　耐震改修計画に対する耐震評価機関が交付した評価書

カ　補助対象経費がわかる見積書

キ　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理組合の総会における耐震改修工事についての決議に関する書類

ク　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理に係る規約

ケ　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理組合の組合員数及び当該区分所有建物の住戸数がわかる書類

コ　区分所有建物の場合、申請者が当該区分所有建物の区分所有者であることが確認できる書類

サ　当該建築物の所有者がわかる書類

シ　申請者が法人である場合、法人の登記事項証明書
ス　耐震改修技術者の資格を証する書類の写し
セ　耐震改修工事の工程表
ソ　その他市長が必要と認める書類
(3) 除却工事を申請する場合
ア　建築基準法第６条第４項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は同法第７条第５項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）
イ　耐震診断等概要表（茨木市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則様式第１号）
ウ　除却工事を行う前の耐震診断結果報告書
エ　補助対象経費がわかる見積書
オ　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理組合の総会における除却工事についての決議に関する書類
カ　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理に係る規約
キ　区分所有建物の場合、当該区分所有建物の管理組合の組合員数及び当該区分所有建物の住戸数がわかる書類
ク　区分所有建物の場合、申請者が当該区分所有建物の区分所有者であることが確認できる書類
ケ　当該建築物の所有者がわかる書類
コ　申請者が法人である場合、法人の登記事項証明書
サ　除却工事の工程表
シ　その他市長が必要と認める書類
２　前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の一部を添付することを要しないと認めるときは、これを省略させることができる。
（補助金の交付決定）
第９　市長は、第８の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。
（変更の申請）
第10　補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第８に準じて茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金交付変更承認申請書（様式第３号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該補助対象事業の

目的及び補助金額に変更がないものについては、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金交付変更届（様式第４号）により、市長に届け出るものとする。

２　前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第９に準じて決定の内容を変更し、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金変更承認通知書（様式第５号）により申請者に通知する。

（補助対象事業の取り止め）

第11　補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定通知後において、事情により当該補助対象事業を取り止めようとするときは、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金取り止め届（様式第６号）により、市長に届け出なければならない。

（状況報告）

第12　市長は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適正な遂行を確保するため、補助金の交付を受けた者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

（事業遅延等の報告）

第13　補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない恐れが生じた場合又は事業の遂行が困難となる恐れが生じた場合は、速やかにその理由及び以後の遂行の見通し等を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第14　補助金の交付の決定を受けたものは、補助対象事業終了後、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる区分に応じた書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修設計を申請した場合

ア　補助対象経費の支払いに係る領収書の写し

イ　補助対象経費が分かる請求書の写し

ウ　耐震改修設計の概要

エ　耐震改修計画に係る設計図書（配置図、平面図、立面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図等）

オ　耐震改修計画に対する耐震評価機関が交付した評価書

カ　その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事を申請した場合

ア　補助対象経費の支払いに係る領収書の写し

イ　補助対象経費が分かる請求書の写し

ウ　耐震改修工事の概要
エ　耐震改修工事後の設計図書（配置図、平面図、立面図、断面図、各階平面図、軸組図、補強詳細図等）
オ　耐震改修工事の施工内容が確認できる写真
カ　工事監理に関する書類
キ　その他市長が必要と認める書類

(3) 除却工事を申請した場合
ア　補助対象経費の支払いに係る領収書の写し
イ　補助対象経費が分かる請求書の写し
ウ　除却工事の施工内容が確認できる写真
エ　工事監理に関する書類
オ　その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第15　市長は、第14の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金確定通知書（様式第８号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第16　第15の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。この場合において、請求した補助金の代理受領を耐震改修設計を行った技術者が所属する建築士事務所、耐震改修工事又は除却工事を行った建設業者（第15において「耐震事業者」という。）に委任するときは、市長に提出する請求書に茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金の代理受領に係る委任条（様式第10号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第17　市長は、第16の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者（当該請求者が補助金の受領を耐震事業者に委任した場合は当該耐震事業者）に補助金を交付する。

（立入検査）

第18　市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の建築物に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第19　補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並

びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

２　補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第20　補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。（補助の取消し等）

第21　市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) 耐震改修後のIs値、q値又はCtu・SD値が第２第８号の数値に達しなかったとき。

(6) その他市長が不適当と認めたとき。

（市長の指示）

第22　市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和６年10月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

第１号様式（第８関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

住　　所
氏　　名　　㊞
（自署の場合は押印不要）
電話番号

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金交付申請書

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金の交付を次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">建築物の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の所在地</td><td>住所</td><td colspan="3">茨木市</td></tr>
<tr><td>地番</td><td colspan="3">茨木市</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の所有者</td><td colspan="3">住　所
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">建築物の概要</td><td>階　　数</td><td colspan="2">地上　　階 / 地下　　階</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>延べ面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建築年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象事業</td><td colspan="3">□耐震改修設計　　□耐震改修工事　　□除却工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象事業費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施期間</td><td>（自）　　年　　月　　日
（至）　　年　　月　　日</td><td rowspan="4">受付</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">補助申請額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金の受領</td><td>□申請者が受領
□耐震事業者が代理受領予定</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請者の区分</td><td>□消費税等の課税事業者
□その他</td></tr>
</table>

様式第２号（第９関係）

茨木市指令　　第　　号

住　所
氏　名　　様

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金交付決定通知書

年　　月　　日付け申請の茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金について、次のとおり交付決定しましたので通知します。

１　補助対象となる建築物

建築物の名称

建築物の所在地

２　補助対象事業

３　交付金額　　円

４　補助の条件

年　　月　　日

茨木市長　　印

様式第３号（第10関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

住　所
氏　名　　㊞
（自署の場合は押印不要）

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金交付変更承認申請書

　　年　　月　　日付け茨木市指令　　第　　号で交付決定通知を受けた補助対象事業について、次のとおり変更したいので申請します。

１　補助対象事業

２　変更の内容

３　変更の理由

４　変更前交付決定額　　円

５　変更後交付申請額　　円

６　差引増減額　　円

様式第４号（第10関係）

年　　月　　日

（届出先）茨木市長

住　所
氏　名　　㊞
（自署の場合は押印不要）

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金交付変更届

年　　月　　日付け茨木市指令　　第　　号で交付決定通知を受けた補助対象事業について、次のとおり変更したので届出ます。

１　補助対象事業

２　変更の内容

３　変更の理由

様式第５号（第 10 関係）

茨木市指令　　第　　号

住　所
氏　名　　様

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金変更承認通知書

年　　月　　日付け茨木市指令　　第　　号で交付決定した補助対象事業は、次の条件を付けて変更承認します。

条　　件

１　交 付 決 定 額　　円

２　変 更 増 減 額　　円

３　変更交付決定額　　円

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第６号（第11関係）

年　　月　　日

（届出先）茨木市長

住　所
氏　名　　㊞
（自署の場合は押印不要）

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金取り止め届

年　　月　　日付け茨木市指令　　第　　号で交付決定通知を受けた補助対象事業について、下記の理由により取り止めます。

１　補助対象事業

２　取り止めの理由

様式第７号（第14関係）

年　　月　　日

（報告先）茨木市長

住　所
氏　名　　㊞

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金実績報告書

年　　月　　日付け茨木市指令　　第　　号で交付決定通知を受けた補助対象事業が完了したので、次のとおり報告します。

１　補助対象事業

２　補助金交付決定額　　円

３　補助金精算額　　円

４　補助対象事業の成果

５　申請者の区分　※以下のいずれかにチェックをお願いします。
□消費税等の課税事業者　　□その他

６　添付書類

様式第８号（第15関係）

茨木市指令　　第　　号

住　所
氏　名　　様

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金確定通知書

年　　月　　日付け茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金実績報告書を審査の結果、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金を次のとおり確定します。

１　補助金交付決定額　　円

２　補助金確定額　　円

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第９号（第16関係）

年　　月　　日

（請求先）茨木市長

住　所
氏　名　　㊞
（個人にあっては自署の場合は押印不要）

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金交付請求書

年　　月　　日付け茨木市指令　　第　　号で確定通知のあった茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助金を次のとおり請求します。

１　補助対象事業

２　金　　額　　円

３　支払金口座振替依頼書

<table>
<tr><td>金融機関名</td><td colspan="10">銀行・農協・信金・信組
その他（　　）</td><td>銀行コード</td><td></td></tr>
<tr><td>支店名</td><td colspan="10">支店・支所</td><td>支店コード</td><td></td></tr>
<tr><td>預金種別</td><td colspan="2">普通　・　当座</td><td>←どちらかに○をしてください</td><td>口座番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（7桁・右詰）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">振込口座
名義</td><td colspan="12">フリガナ</td></tr>
<tr><td colspan="12"></td></tr>
</table>

※金融機関名・支店名・預金種別は、該当のものを○で囲んでください

様式第10号（第16関係）

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金の代理受領に係る委任状

年　　月　　日

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
（個人にあっては自署の場合は押印不要）
電話番号

私は、下記の建築物の耐震化補助金について、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助要綱第14に基づく請求に係る代理受領を

法人名：
代表者氏名：
所在地：

に委任します。

記

１　建築物の所在地　　茨木市

２　代理受領を委任する補助金請求額　　金　　円

茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物
耐震改修等補助金の代理受領に係る同意書

年　　月　　日

代理受領受任事業者　法　人　名
代表者氏名　　㊞
所　在　地
電 話 番 号

私は、上記の建築物の耐震化補助金について、茨木市耐震診断義務化対象路線沿道建築物耐震改修等補助要綱第14に基づく請求に係る代理受領を受任することに同意します。